

☆☆☆ Q&A ☆☆☆

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・購入に際して、資金の面で共有にしたいのですが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約の締結や所有権移転登記は、「土地買受申込書兼受付書」に記載された名義で行いません。共有を希望される場合には、必ず連名でお申し込みください。
<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約締結後、転売はできますか。また、分筆はできますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転売は可能です。ただし、特約条項を承継させる必要があります。 ・分筆は可能です。ただし、分筆作業（境界確認等を含む）は買受者の負担となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・買戻特約が登記された場合、登記簿には何が記載されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買戻特約が登記された場合、「甲区」に、「登記原因」、「売買代金」、「契約費用」、「期間」、「買戻権者」が記載されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・転売する際には、買戻特約の登記は抹消されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転売後の土地使用の目的が「宅地」など特約条項に反しない目的で使用すると認められたときは、抹消登記を行います。ただし、登記を抹消した場合においても、買戻特約は有効です。
<ul style="list-style-type: none"> ・買戻特約登記の期間経過後の手續はどのようになりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者より阪神水道企業団に抹消の依頼を行って下さい。なお、抹消手続きは阪神水道企業団で行いますが、抹消に係る費用は土地所有者の負担になります。